

第 2 0 回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 5 番, 6 番)

開催期日 令和 4 年 2 月 2 5 日

第20回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和4年2月25日（金） 午前9時30分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉 田 寿 栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 上 島 宣 和

本日の出席委員

1 番 長 尾 卓 也
2 番 塚 本 政 紀
3 番 寺 雅 彦
4 番 川 崎 浩 彦
5 番 藤 田 淳
6 番 山 本 強
7 番 小 暮 滝 弘
8 番 笹 谷 和 広
9 番 田 村 賢 治

10 番 長谷川 誠
11 番 平 田 善 治
12 番 中 島 武 博
13 番 田 村 俊 彦
14 番 大 畠 政 勝
15 番 桂 一 照
16 番 鈴 木 正 志
17 番 鳥 村 正 行
18 番 吉 田 寿 栄

本日の欠席委員

本日の参与員

栗山町農業委員会	事 務 局 長	吉 川 道 也
〃	事 務 局 主 幹	上 島 宣 和
〃	事 務 局 員	中 川 圭 太
〃	事 務 局 員	山 宮 匠 土

本日の議事日程

日程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 38号	農地のあっせん成立について
5	議案第 92号	農地法第18条第6項の規定による通知について
6	議案第 93号	農地法第3条の規定による許可申請について
7	議案第 94号	農用地利用集積計画（案）について
8	議案第 95号	農地のあっせんについて
9	議案第 96号	買入協議を行う旨の通知の要請について
10	議案第 97号	栗山町農業経営基盤強化促進基本構想の見直し（案）について
11		農業団体等報告事項

（局 長）

全員ご起立願います。礼。ご着席ください。

第20回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日の出席委員18名、全員出席であります。栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長、開会宣言をお願いいたします。

（会 長）

大変ご苦勞様です。新型コロナウイルスの感染拡大が収まりませんが、それぞれ十分注意をされた中で、コロナ対策をしていただきたいと思います。審議につきましてもできるだけスムーズに進めていきたいと思いますのでご協力をお願いいたします。

それでは早速、総会を進めていきたいと思います。

（議 長）

日程1 会議録署名委員についてですが、5番藤田委員、6番山本委員を指名いたします。よろしく願います。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。（ハイの声）
ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局 長)

会務報告のページをお開きください。2月1日、栗山町農業再生協議会が開催され、吉田会長が出席しております。2月5日、南空知農業委員会連絡協議会緊急協議が岩見沢市で開催され、吉田会長が出席しております。2月7日、農事組合長会議が開催され、吉田会長が出席しております。以上です。

(議 長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、南空知農業委員会連絡協議会緊急協議の内容ですが、水田活用の直接支払交付金の見直しについて、渡辺代議士より情勢報告をいただきましたが、北海道の水田地帯には先行きの見えない厳しい状況であり農地の移動等にも大きく影響が出てくるものと考えられます。何か質問ございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告第38号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第38号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は7件でございます。

番号1 申出者 栗山町字〇〇162 番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇36 番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇50 番地 地目につきましては 公簿現況ともに田 面積 9,706 m²でございます。成立年月日 令和4年2月3日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、川崎委員、小暮委員でございます。

番号2 申出者 栗山町字〇〇〇444 番地 〇〇〇〇 相手方 〇〇町〇〇16 番地 31 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇〇442 番地 1 地目につきましては 公簿現況ともに田 面積 18,652 m²外1筆 全筆田 合計 20,744 m²でございます。成立年月日 令和4年2月8日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、長尾委員、笹谷委員でございます。

番号3 申出者 栗山町字〇〇〇444 番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町〇〇〇18 番地 6 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇〇984 番地 地目につきましては 公簿現況ともに畑 面積 5,879 m²でございます。成立年月日 令和4年2月8日 売買価格 10aあたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、長尾委員、笹谷委員でございます。

番号4 申出者 栗山町字〇〇〇679 番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町〇〇〇470 番地 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇〇1098 番地 地目につきましては 公簿現況ともに畑 面積 28,508 m²でございます。成立年月日 令和4年2月4日 売買価格 10aあたり

畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、鳥村委員、塚本委員でございます。

番号5 申出者 栗山町字〇〇〇22 番地 〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇540 番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇〇17 番地 1 地目につきましては 公簿現況ともに畑 面積 1,765 m²外 10 筆 畑 9 筆 38,565 m² 雑種地 1 筆 174 m² 用悪水路 1 筆 416 m² 合計 11 筆 39,155 m²でございます。成立年月日 令和4年2月9日 売買価格 10aあたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇円 用悪水路 〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、中島委員、藤田委員でございます。

番号6 申出者 栗山町字〇〇〇22 番地 〇〇〇 相手方 栗山町〇〇268 番地 1 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇〇11 番地 1 地目につきましては 公簿現況ともに田 面積 11,356 m²外 5 筆 田 2 筆 11,463 m² 畑 2 筆 20,595 m² 用悪水路 2 筆 146 m² 合計 6 筆 32,204 m²でございます。成立年月日 令和4年2月9日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 用悪水路 〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、中島委員、藤田委員でございます。

番号7 申出者 〇〇〇市〇〇〇〇6 丁目 22-7 〇〇〇〇 (持分 1/2) 栗山町〇〇3 丁目 208 番地 〇〇〇〇〇 (持分 1/2) 相手方 栗山町字〇〇153 番地 13 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇37 番地 5 地目につきましては 公簿現況ともに畑 面積 2,866 m²外 45 筆 田 27 筆 58,436.68 m² 畑 19 筆 27,051.61 m² 合計 46 筆 85,488.29 m²でございます。成立年月日 令和4年2月17日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、鈴木委員、笹谷委員でございます。

(議 長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程5 議案第92号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第92号 農地法第18条第6項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ(合意による解約)について農地法第18条第6項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今回は1件でございます。

番号1 所在 字〇〇〇20 番地1 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積 585 m²外 14 筆 全筆田 合計 15 筆 62,379 m²でございます。利用状況 水田として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成29年11月30日 契約期間 平成29年11月30日から令和9年11月30日 解約通知日 令和4年2月14日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇〇27 番地2 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇324 番地 〇〇〇〇 でございます。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりましたので審議したいと思います。

番号1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号1は原案どおり決定いたします。

日程6 議案第93号「農地法3条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第93号 農地法第3条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転(売買)及び賃貸借による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。

今回は、所有権移転2件、賃貸借1件でございます。

番号1 所在、字〇〇1228 番地 地目といたしまして 公簿・現況とも田 面積 1,705 m² 1 筆でございます。譲渡人 〇〇市〇区〇8 条〇2 丁目番地 〇〇〇〇 〇〇〇〇 適用といたしまして、永年農地として耕作していた土地を譲受人に売渡したい。譲受人 字〇〇21 番地 3 〇〇〇〇 適用といたしまして、永年農地として耕作されていた申請地を買い受けたいとなってございます。

番号2 所在、字〇〇1229 番地 地目といたしまして 公簿・現況とも田 面積 1,705 m²外 2 筆 田 2 筆 1,617 m² 畑 1 筆 219 m² 合計 3 筆 1,836 m²でございます。譲渡人 〇〇市〇区〇8 条〇2 丁目番地 〇〇〇〇 〇〇〇〇 適用といたしまして、永年農地として耕作されていた土地を譲受人に売渡したい。譲受人 字〇〇80 番地 3 〇〇〇〇 適用といたしまして、永年農地として耕作していた申請地を買い受けたいとなってございます。

番号3 所在、字〇〇282 番地1 地目といたしまして 公簿・現況とも田 面積 13,485 m²外 2 筆 全筆田 合計 3 筆 37,931 m²でございます。貸主 字〇〇82 番地 〇〇〇〇 適用といたしまして、経営規模を縮小するため申請地を貸し付けたい。借主 字〇〇29 番

地 有限会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○ 適用といたしまして 経営規模を拡大するため申請地を借り受けたいとなつてございます。以上でございます。

(議 長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(4 番 川崎)

番号 1 及び番号 2 につきまして、基盤整備事業に伴う耕作者への売買であり、問題ないと思います。

(3 番 寺)

番号 3 につきまして、貸主の○○○○さんは高齢により規模縮小の意向で、隣接する耕作者への賃貸であり、問題ないと思います。

(議 長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号 1 について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号 1 については原案どおり決定いたします。

番号 2 について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号 2 については原案どおり決定いたします。

番号 3 について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号 3 については原案どおり決定いたします。

日程 7 議案第 9 4 号「農用地利用集積計画(案)について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 9 4 号 農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は賃貸借 3 件、所有権移転 8 件の計 11 件であります。

整理番号 3 賃 82-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○○909 番地 ○○○○
利用権を設定する者 ○○市○○区○○○3 条 4 丁目 8 番 3 ○○○○ 申出年月日 令和
4 年 1 月 27 日 利用権を設定する土地 所在 字○○○1118 番地 現況地目 田 面積
16,088 m²外 2 筆 田 2 筆 19,923 m² 畑 1 筆 269 m² 合計 3 筆 20,192 m²でございます。設

定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和4年2月28日から令和6年11月30日の2年9カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに 〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、家族構成は男2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 貸 83-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇786 番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇5条〇6丁目1番地 23 公益財団法人 〇〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇〇〇 申出年月日 令和4年2月10日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇784 番地 1 現況地目 田 面積 24,868 m² 外2筆 田2筆 51,601 m² 雑種地1筆 1,102 m² 計3筆 面積 52,703 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和4年2月28日から令和8年12月23日の4年10カ月となっております。借賃につきましては 対価 〇〇〇〇〇〇〇〇円に対し 賃貸料1% 諸経費1% それぞれ乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年12月10日までに 公益財団法人 〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は アスパラ・牧草・肉用牛で、構成員は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も300日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 所 84-1 所有権の移転を受ける者 〇〇市〇〇区〇5条〇6丁目1番地 23 公益財団法人 〇〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇〇〇 所有権を移転する者 〇〇〇市〇〇町1番地 14 〇〇〇 申出年月日 令和4年2月10日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇225 番地 1 現況地目 田 面積 3,035 m² 外2筆 全筆田 合計3筆 43,219 m²でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和4年2月28日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして(千円未満切捨) 手数料・消費税を差し引いた 合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和4年4月13日となっております。

整理番号 3 所 85-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇36 番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇162 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和4年2月3日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇50 番地 現況地目 田 面積 9,706 m² 1筆でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和4年2月28日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法に

つきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和4年8月31日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 水稻・小麦・大豆で、構成員は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も300日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号3所86-1 所有権の移転を受ける者 〇〇町〇〇16番地31 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇〇444番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和4年2月8日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇〇442番地1 現況地目 田 面積18,652㎡外1筆全筆田 合計2筆20,744㎡でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和4年2月28日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和4年8月31日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 水稻・メロンで、家族構成は男1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号3所86-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇〇18番地6 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇〇444番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和4年2月8日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇〇984番地 現況地目 畑 面積5,879㎡1筆でございます。利用目的 普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和4年2月28日 対価につきましては 10aあたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和4年8月31日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 水稻・大豆・長葱で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も300日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号3所87-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇〇470番地 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇〇679番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和4年2月4日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇〇1098番地 現況地目 畑 面積28,508㎡1筆でございます。利用目的 普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和4年2月28日 対価につきましては 10aあたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和4年8月31日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 水稻・小麦・種子馬鈴薯で、家族構成は男2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年

間の従事日数も３００日と農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号３所 88-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇540 番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇〇22 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和４年２月９日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇〇17 番地 1 現況地目 畑 面積 1,765 ㎡外 10 筆 畑 9 筆 38,565 ㎡ 雑種地 1 筆 174 ㎡ 用悪水路 1 筆 416 ㎡ 合計 11 筆 39,155 ㎡でございます。利用目的 普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和４年２月２８日 対価につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 用悪水路 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和４年８月３１日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 小麦・玉葱・牧草で、構成員は男１人女１人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も３００日と農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号３所 88-2 所有権の移転を受ける者 栗山町〇〇268 番地 1 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇〇22 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和４年２月９日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇〇11 番地 1 現況地目 田 面積 11,356 ㎡外 5 筆 田 2 筆 11,463 ㎡ 畑 2 筆 20,595 ㎡ 用悪水路 2 筆 146 ㎡ 合計 6 筆 32,204 ㎡でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和４年２月２８日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 用悪水路 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和４年８月３１日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 小麦・玉葱で、家族構成は男３人女３人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も３００日と農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号３賃 89-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇258 番地 有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇5 条〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人 〇〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇〇〇 申出年月日 令和４年２月 10 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇307 番地 1 現況地目 畑 面積 36,808 ㎡外 7 筆 田 4 筆 11,075 ㎡ 畑 4 筆 50,813 ㎡ 計 8 筆 面積 61,888 ㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和４年２月２８日から令和 8 年 12 月 23 日の 4 年 10 カ月となっております。借賃につきましては 対価 〇〇〇〇〇〇〇〇円に対し 賃貸料 1 % 諸経費 1 % それぞれ乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年 12 月 10 日までに 公益財団法人〇〇

〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 小麦・牧草・肉用牛で、構成員は男 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 300 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 所 90-1 所有権の移転を受ける者 栗山町〇〇153 番地 13 〇〇〇〇 所有権を移転する者 〇〇〇市〇〇〇〇6 丁目 22-7 〇〇〇〇 (持分 1/2) 栗山町〇〇3 丁目 208 番地 〇〇〇〇〇 (持分 1/2) 申出年月日 令和 4 年 2 月 17 日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇37 番地 5 現況地目 畑 面積 2,866 m²外 45 筆 田 27 筆 58,436.68 m² 畑 19 筆 27,051.61 m² 合計 46 筆 85,488.29 m²でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和 4 年 2 月 28 日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和 4 年 8 月 31 日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、家族構成は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 300 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

(議 長)

はい。只今事務局より賃貸借 3 件・所有権移転 8 件の説明がありましたので審議したいと思います。

整理番号 3 賃 82-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 賃 82-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 賃 82-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 賃 83-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 賃 83-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 賃 83-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 所 84-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 所 84-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 所 84-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 所 85-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 所 85-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 所 85-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 所 86-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 所 86-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 所 86-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 所 86-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 所 86-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 所 86-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 所 87-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 所 87-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 所 87-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 所 88-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 所 88-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 所 88-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 所 88-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 所 88-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 所 88-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 賃 89-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 賃 89-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 賃 89-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 所 90-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 所 90-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 所 90-1 は原案どおり決定いたします。

日程 8 議案第 9 5 号「農地のあっせんについて」を議題に供します。事務局より説明を求めます。

(事務局)

議案第 9 5 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。

今回の申出は1件でございます。

番号1 あっせん申出者 栗山町字〇〇〇27 番地 2 〇〇〇〇 申出年月日 令和4年2月14日 申出地所在 字〇〇〇23 番地 1 地目は公簿、現況ともに田 面積 3,521 m² 外 10 筆 田 9 筆 29,402 m² 畑 1 筆 3,237 m² 雑種地 1 筆 5.40 m² 計 11 筆 32,644.40 m² でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(2番 塚本)

〇〇さんにおかれましては、相続で農地を取得しましたが、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として小暮委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1についてはあっせんを可といたしますので、塚本委員、藤田委員よろしくお願いします。

日程9 議案第96号「買入協議を行う旨の通知の要請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第96号 買入協議を行う旨の通知の要請について 下記農地の所有者から、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき所有権移転に係るあっせんの申し出があったので、同法第16条第1項に基づき栗山町長に対し買入協議を行う旨の通知をすることについて意見を諮う。今回の申し出は1件です。

番号1 あっせん申出者 字〇〇〇27 番地 2 〇〇〇〇 申出年月日 令和4年2月14日 申出地所在 字〇〇〇20 番地 1 地目といたしましては、公簿、現況ともに田 面積

585 m²外 5 筆 田 6 筆 32,977 m² 用悪水路 1 筆 162 m² 計 7 筆 33,139 m²でございます。別紙により買入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。

(議 長)

はい。事務局より説明がありました。それでは、審議したいと思います。

整理番号 1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 1 は原案どおり決定いたします。

日程 10 議案第 97 号「栗山町農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 97 号 栗山町農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについて、農業経営基盤強化促進法第 6 条に基づく農業経営基盤強化促進基本構想の見直し案について、同法施行規則第 2 条に基づき栗山町長から意見を求められたので付議する。

見直し内容については、町産業振興課より説明いたします。

(産業振興課)

主な改正内容をダイジェスト版、新旧対照表で説明。

(議 長)

はい。事務局並びに町産業振興課より説明が終わりましたので審議したいと思います。

議案第 97 号について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

議案第 97 号について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって議案第 97 号は原案どおり決定いたします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議 長)

次期総会の日程は 3 月 30 日の水曜日 午後 4 時 00 分から、現地調査につきましては

3月23日の水曜日 午前9時30分から 第5班 長尾委員、塚本委員、山本委員にお願いします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局 長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。(午前10時20分終了)

以上会議の顛末を記録し、その正確なることを証するためここに
署名捺印する。

令和4年 3月10日

第20回栗山町農業委員会会長 吉 田 寿 栄 印

署 名 委 員 藤 田 淳 印

署 名 委 員 山 本 強 印